

森永ひ素ミルク中毒被害者に 係わる疫学研究報告

—2016年度研究報告（2015年12月31日までの分析）—

大阪府立成人病センター

1955年6月以降に乳幼児哺育用森永ドライミルクを製造していた一工場の生産過程にひ素が混入した。そのため、同年6-8月にこのミルクが販売された西日本を中心として、乳幼児にひ素中毒症が多発し、死者も発生した（森永ひ素ミルク中毒事件）。同年8月24日、この中毒症の原因が判明し、同ミルクの販売停止、回収措置がとられた。また、厚生省の指示をうけて各都道府県衛生部は人工栄養児の一斉検診と患者の確認作業を開始した。また一方で、食品衛生法の医師の届出義務により、中毒患者またはその疑いの者が保健所に届けだされた。その結果、厚生省は27府県において合計12368人（男7043人、女5135人、不明190人）を確認患者として登録した（*）。

本中毒者のその後の経過に関しては、本件を急性中毒とする考えが強かったため、長く調査されなかった。しかし1969年、「14年目の訪問」等の調査 [1]により、種々の後遺症

に悩んでいる被害者が少なからず存在することが明らかとなった。

*：1974年4月被害者の救済を目的として、財団法人ひかり協会が設立され、未登録者の認定作業が行われた [2]。ひ素が混入したミルクを飲用したかどうか重点をおいた調査の結果、1982年3月末に1029人の被害者が協会飲用認定被害者として登録された。

ひかり協会では、確認被害者と協会飲用認定被害者を被害者としており、1982年4月1日時点において確認被害者12368人、協会飲用認定被害者1029人の総数13397人が把握されていた。これらの被害者をアンケート調査に基づいて、協会との連絡を望む要望の強さによりグループ別に区分している。① 常時連絡を希望する者、② 申し出があった場合のみ連絡をとる者、③ 一切の連絡拒否する者、④ 住所不明者、⑤ 無回答者、⑥ 死亡者の6区分である。1982年4月1日時点におけ

るそれぞれの人数は①グループ6400人、②グループ1581人、③グループ577人、④グループ1753人、⑤グループ2464人、⑥グループ622人であった。本報告書における主な研究対象者である①グループの集団的特徴については、2007年のひかり協会の「恒久救済」誌[3]においても議論がされている。

本報告書では次の3項目について示す。

1. ①グループにいずれかの時期に所属していた者の現状（第一章）
2. 1982年4月1日時点で①グループに属していた者の死亡リスク（第二章）
3. 1982年4月1日時点で①グループに属し、かつ、1982年3月31日以前に悪性新生物の診断を受けていなかった者でのがん罹患リスク（第三章）

なお、2015年度以降、1995-96年度のひかり手当支給の有無別の集計解析を加えている。また、死亡リスクの分析において、大阪府における一般人口の死亡率を用いて期待値を計算していたが、日本全国の死亡データを

用いた分析を加えている。

実施要綱に基づき、2016年8月30日、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課長補佐、大阪府健康医療部保健医療室地域保健課長、公益財団法人ひかり協会理事とともに疫学研究報告に関する意見交換会「森永ひ素ミルク中毒被害者に係わる疫学研究検討会」を行った。参加者は厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課長補佐 海老名英治氏、大阪府健康医療部保健医療室地域保健課長 北邨健司氏、公益財団法人ひかり協会理事 祖父江友孝氏、大阪府立成人病センターがん予防情報センターセンター長 松浦成昭、課長補佐 田淵貴大であった。本報告書原案の執筆は、大阪府立成人病センターがん予防情報センター疫学予防課課長補佐の田淵貴大が担当し、大阪府立成人病センターがん予防情報センターの検討チームおよび上記検討会において改訂し、報告する。